

◆ 三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドラインの事前協議書

関係課	関係グループ（G）	関係法令等	協議日時	協議内容
都市計画課 (059-382-9024)	開発指導 G	都市計画法 開発事業指導要綱		
	景観 G	景観法		
建築指導課 (059-382-9048)	建築審査 G	建築基準法		
土木総務課 (059-382-9021)	占用審査 G	道路法		
	公共用地管理 G	道路法		
河川雨水対策課 (059-382-7614)	計画 G	河川法		
農林水産課 (059-382-9017)	農林振興 G	森林法		
	農政 G	農業振興地域の 整備に関する法律		
農業委員会事務局 (059-382-9018)	農地 G	農地法		
消防課 (059-382-9154)	消防 G	消防法		
文化財課 (059-382-9031)	文化財 G	文化財保護法		
環境政策課 (059-382-7954)	環境保全 G	ガイドライン 取りまとめ		

- ① 事前協議の結果、申請等が必要な場合は、関係法令に基づき適正に手続きを行ってください。
- ② 事前協議の際に必要な資料は担当課にお問い合わせ下さい。
- ③ 上記の協議先はガイドラインに基づくものです。  
関係法令等によっては追加で協議いただく部局もありますので、担当部局の指示に従ってください。
- ④ ガイドラインに基づき、関係住民に説明を行ってください。  
また、その日時・内容・出席者などは、事業者で管理し、県または市の求めに応じて提出してください。
- ⑤ ガイドライン、他の関係法令や再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法（FIT/FIP制度）に関しては、三重県雇用経済部新産業振興課(059-224-2316)または経済産業省にお問い合わせください。

※上記以外の課と協議を行う場合は、裏面に記入してください。

関係課	関係グループ（G）	関係法令等	協議日時	協議内容